

預かり保育等の無償化のご案内（請求の手続き）

請求の手続き

認定を受けた保護者が、預かり保育や認可外保育施設等（※）の利用料をいったん施設にお支払いし、**保護者から奈良市に請求する必要があります。**

※認可外保育施設等の利用料が請求の対象となるのは、在籍する幼稚園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみです。

提出書類

①「請求書」と②「証明書兼領収証」をご利用の子ども・月ごとに提出します。

提出書類	記入	書類の内容・チェック
①請求書	保護者本人	請求書の書き方は「請求書記入例」および「給付額の計算方法」を参照してください。
②証明書兼領収証	利用した施設	利用した月（回）数分の証明書兼領収証があることを確認してください。



提出先

「請求書」・「証明書兼領収証」は、奈良市（保育所・幼稚園課）まで郵送か窓口へ提出してください。

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

「奈良市役所保育所・幼稚園課行（無償化請求書在中）」とご記入ください。

スケジュール

利用月	申請期間	振込予定
1～3月	4月下旬	6月下旬
4～6月	7月下旬	9月下旬
7～9月	10月下旬	12月下旬
10～12月	1月下旬	3月下旬

※申請期間の詳細はホームページに掲載します。

※利用月の申請期間が過ぎた場合、次の申請期間に提出してください（給付の請求権は2年間です）。

問い合わせ

預かり保育等の請求については、下記までお問い合わせください。

奈良市役所 保育所・幼稚園課

電話：0742-34-5086

請求書等のダウンロードは、奈良市ホームページから

奈良市子育て@なら「幼児教育・保育の無償化について」



給付額の計算方法

給付額の計算

ステップ1 預かり保育の給付額(c)を計算します。預かり保育の給付額(c)は施設に支払った金額(a)・対象額(b)を比較して低い方の金額です。

施設に支払った金額(a)	施設が発行する「証明証兼領収証」の「特定子ども・子育て支援利用料の領収金額」です。
対象額(b)	利用日数×450円

ステップ2 預かり保育の給付額(c)と認可外保育施設等に支払った金額(d)を合算します。

※認可外保育施設等を利用しない場合は合算しません。

ステップ3 合算した金額と給付限度額(★)を比較して低い額が給付額です。

給付限度額(★)・・・月額11,300円(満3歳児の住民税非課税世帯等は16,300円)

【計算例】

(ケース1) ※記入例では令和元年10月

認定を受けた保護者(3~5歳児)が在籍園の預かり保育を15日利用して9,000円、認可外保育施設等を利用して5,000円を支払った場合

ステップ1 (a)9,000円、(b)450円×15日=6,750円を比較して、預かり保育の給付額は6,750円

ステップ2 (C)6,750円+(d)5,000円=11,750円

ステップ3 11,750円と給付限度額(★)11,300円を比較して、給付額(請求額)は11,300円

(ケース2) ※記入例では令和元年11月

認定を受けた保護者(3~5歳児)が在籍園の預かり保育を20日利用して8,000円、認可外保育施設等を利用して2,000円を支払った場合

ステップ1 (a)8,000円、(b)450円×20日=9,000円を比較して、預かり保育の給付額は8,000円

ステップ2 (c)8,000円+(d)2,000円=10,000円

ステップ3 10,000円と給付限度額(★)11,300円を比較して、給付額(請求額)は10,000円

【請求書の記入例】

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(d) ※4	請求額 ※4 (「c+d」か月額上限額の低い方を記入)
	施設に支払った金額(a)	利用日数	対象額(b) (450×利用日数)	aとbの金額の低い方を記入(c)		
令和元年 10月	9,000円	15日	6,750円	6,750円	5,000円	11,300円
令和元年 11月	8,000円	20日	9,000円	8,000円	2,000円	10,000円

例外的な対応

(市町村間を転出・転入する場合)
(月の途中で認定期間が開始・終了する場合)

該当しない方は、参照は不要です。
計算方法が不明な場合は、お問い合わせください。

月途中の転入・転出や認定期間の開始・終了がある場合は、下記のとおり例外的な対応が必要です。

施設に支払った金額(a)(d)	日額の場合：奈良市に在住中に支払った金額を記入します。 月額の場合：奈良市の在住日数÷その月の日数で日割り計算します。
対象額(b)	奈良市で認定を受けている期間の費用に限ります。
給付限度額(★)	奈良市の在住日数÷その月の日数で日割り計算します。

【計算例(ケース3)】

奈良市から〇〇市へ転出。預かり保育は月額9,000円、認可外は月額5,000円を施設に支払い。12月10日までは奈良市に在住(認定あり)し、預かり保育を5日利用、認可外保育を利用。12月11日以降は〇〇市に在住(認定あり)し、預かり保育を10日利用、認可外保育を利用。

請求先	預かり保育				認可外保育施設		給付限度額(★)	請求額
	支払った金額(a)	利用日数	対象額(b) 450円×日数	給付額(c)	支払った額(d)			
奈良市	2,903円	5日	2,250円	2,250円	1,612円	3,645円	3,645円	
〇〇市(参考)	6,096円	10日	4,500円	4,500円	3,387円	7,654円	7,654円	

※預かり保育・支払った金額(a)の日割り計算：9,000円×10日÷31日≒2,903円(小数点以下、切り捨て)

認可外保育・支払った金額(d)の日割り計算：5,000円×10日÷31日≒1,612円(小数点以下、切り捨て)

給付限度額(★)の日割り計算：11,300円×10日÷31日≒3,645円(小数点以下、切り捨て)